

Amazon が提供する FBA サービスを活用した米国市場開拓事業応募要領

1 事業概要:

○大分県では令和 8 年度、Amazon Inc.が提供する配当・ストック・カスタマーサービス FBA (Fulfillment by Amazon)を活用し、米国市場開拓に挑戦する実証事業を実施します。

○この事業に「出品」する参加事業者を募集します。

○応募企業の中から県が選考の上、出品する事業者を決定します。

○選考にあたってはオンライン等でのヒアリングを実施する可能性があります。

2 FBA(Fulfilment By Amazon)について:

Amazon が提供する物流・販売支援サービス「Fulfilment By Amazon」の略。

- ・米国内に数百以上の物流拠点から直接消費者の場所に Amazon がデリバリー。
- ・クレーム等も Amazon のカスタマーサービスで対応するため、アメリカ特有の訴訟リスクが低い。
- ・日本にいながら輸出が出来るため、コストが安く、中小企業にとってメリットが大きい。
- ・米国に 2 億人以上とも言われる Amazon プライム会員がターゲットのため市場規模が大きい。

3 事業参加に採択された事業者が受けられるサポート内容:

- ① 本事業委託先とのヒアリングを通じた初期戦略策定
- ② 米国 Amazon 登録・商品ページ作成補助(登録・作成作業は出品者が行う)
- ③ FDA 施設登録・FSVP 対応
※注:FSVP 書類は出品者が準備し、費用が発生する場合も出品者が負担する
- ④ 商標登録(費用は出品者が負担)
- ⑤ 出品商品の米国内での荷受け
- ⑥ コンテナ及び国際物流手配(運賃実費は出品者が負担)
- ⑦ 通関及び検疫(必要な場合)
- ⑧ 返品対応・荷受け倉庫
- ⑨ 期限切れ商品対応
- ⑩ 定例打合せ(データ分析等)

4 事業への応募条件:

次(1)、(2)のすべてを満たしており、米国市場開拓に挑戦する意欲のある事業者

(1)事業者の条件

- ① 大分県産加工食品(酒類除く)の製造・販売を行う大分県内に本社を有する中小企業者(注1)
- ② 商品のラインナップ・バリエーションが豊富な事業者
- ③ 事業の趣旨を理解し、県及び専門家の最低限のサポートを受けつつ、自社の力で米国市場を開拓しようとする意欲があること。

(2) 出品する製品の条件

- ① 賞味期限が一年以上
- ② 常温保存が可能
- ③ 健康食品ではない通常の加工食品(ただし既に米国 FDA 登録済みの商品は可)

注1

大分県産加工食品とは ※酒類は除く	次のいずれかに該当するものをいう。 ア 県産品を主原料として利用している加工食品 イ 県内で製造、加工している加工食品
大分県内の中小企業者とは	中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者で、大分県内に本社を有する事業者をいう。

5 募集期間:

令和8年5月12日火曜日から令和8年5月25日月曜日(予定)

6 事業委託先:

株式会社ジプス・イン・コーポレーション

7 応募方法:

下記 UQR コードもしくは URL から応募ください。



URL : <https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/surveys-alias/fbaproject2026>

8 問合せ先:

大分県 商工観光労働部 商業・サービス業振興課 貿易・物産・フラッグショップ班

TEL:097-506-3291 安部・渡邊 Mail:a14160@pref.oita.lg.jp